管理職員特別勤務手当取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般職の職員の管理職員特別勤務手当の支給に関 し必要な事項を定めるものとする。

(勤務1回の取扱い)

- 第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)第21条の2第2項の勤務1回は、職員の勤務時間に関する条例(平成3年函館市条例第3号)第2条第5項、第7項および第8項に定める勤務を要しない日または休日(以下この項において「勤務を要しない日等」という。)に始まる勤務とし、連続する勤務(2以上の勤務を要しない日等にまたがる勤務を含む。)の始まりから終わりまでを1回の勤務として取り扱うものとする。
- 2 前項の1回の勤務には、休憩に要した時間を挟んで引き続く勤務を 含むものとする。ただし、当該休憩に要した時間が連続して3時間以 上である場合は、引き続く勤務を同項の1回の勤務に含まないものと する。

(勤務時間の取扱い)

第3条 一般職の職員の管理職員特別勤務手当支給規則(令和2年函館 市規則第7号。次条において「規則」という。)第3条第2項の勤務 に従事した時間は、休憩に要した時間を除く実働時間によるものとす る。

(勤務実績の管理)

第4条 管理職員は、規則第2条の規定による管理職員特別勤務手当が 支給される勤務をした場合には、別記様式の管理職員特別勤務実績簿 に記入の上、任命権者に提出するものとする。

附 則(令和2年4月1日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月28日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

管理職員特別勤務実績簿

年 月分

	勤務の開始日時				勤務した時間 左のうち休憩 悪した時間			# An		
所 属	職名	氏 名	および終了日時			到榜した時間 要した時 (②)		(1)-(2)	勤務の内容	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間 分	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間の	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間の	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間の	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間の	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間 分	計 時間 分	
			月月	日日	時 時	分から 分まで	時間 分	時間の分	計 時間 分	